

犬山市民講師登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各分野で優れた知識及び技能を有する人材を発掘し、指導者として地域において活動する機会を提供するとともに、市民の主体的な生涯学習を支援するため、生涯学習の趣旨に則り、市民が互いにそれぞれの知識、技術、体験等を学び合うことにより、自己学習意欲を向上させるとともに、地域コミュニティ推進に資するため、犬山市民講師（以下「市民講師」という。）の登録及び活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民講師」とは、地域における生活、趣味、文化、教養、スポーツ等の生涯学習活動の推進を図るため、無償で指導等を及び協力しようとする者をいう。

(講座の実施)

第3条 市民講師は、次に掲げる講座を実施する。

- (1) 市民の求めに応じ、地域に出向いて指導等を行う犬山市民講師派遣講座（以下「派遣講座」という。）
- (2) 自ら企画運営を行う犬山市民講師企画講座（以下「企画講座」という。）

(登録の資格)

第4条 市民講師は、次に掲げる事項に該当し、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けた者とする。

- (1) 市内で活動できる者であって、成年であるもの
- (2) 特定の分野において優れた知識、技能、体験等を有する者
- (3) 指導者として適格な者知識や特技、経験等があり他者への指導をとおして自らの能力の向上をはかる等、学習意欲のある者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、市民講師として登録しない。

- (1) 営利を目的として講座を実施しようとする者

- (2) 特定の政党の利害に関する事業を実施しようとする者
 - (3) 公私の選挙に関係し、特定の政党及び候補者を支援することを目的として講座を実施しようとする者
 - (4) 特定の宗教を支持し、布教することを目的として講座を実施しようとする者
- (登録の手續等)

第5条 市民講師の登録を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、犬山市民講師登録申請書（様式第1）を教育委員会に提出するものとする。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市民講師名簿（以下「名簿」という。）に登載することにより、申請者を市民講師として登録するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により市民講師として登録した者に対し、犬山市民講師登録証（様式第2）を交付するものとする。

(登録分野)

第6条 市民講師の登録分野は、別表のとおりとする。

(登録の更新)

第7条 市民講師は、教育委員会の定めるところにより、定期的に更新の手續きを行わなければならない。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民講師の登録を取り消すことができる。

- (1) 市民講師から登録の辞退の申出があったとき。
- (2) 市民講師として登録することが不相当と認められるとき。

(名簿登載事項の公表)

第9条 教育委員会は、名簿に登載した事項（生年月日、住所、電話番号等を除く。）を公表するものとする。

(派遣講座の実施)

第10条 市民講師の派遣を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、原則として派遣を希望する日の3週間前までに、犬山市民講師派遣申請書（様式第3）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市民講師に対し、犬山市民講師派遣講座実施依頼書（様式第4）により派遣講座の実施を依頼するものとする。

3 教育委員会は、前項の依頼をしたときは、市民講師に派遣講座の実施の可否を確認し、申請者に犬山市民講師派遣承認・不承認通知書（様式第5）により通知するものとする。

4 申請者は、市民講師の派遣を受けた後、速やかに犬山市民講師派遣報告書（様式第6）を教育委員会に提出しなければならない。

5 派遣講座に係る会場借上料、教材費その他の経費については、申請者が負担するものとする。

（派遣の制限）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民講師の派遣を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(3) その他市民講師の派遣が不相当と認められるとき。

（企画講座の実施）

第12条 企画講座を実施しようとする市民講師は、原則として企画講座を実施しようとする日の4月前までに、犬山市民講師企画講座計画書（様式第7）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の計画書の提出があったときは、その内容を審査し、犬山市民講師企画講座承認・不承認通知書（様式第8）により当該計画書を提出した市民講師に通知するものとする。

3 教育委員会は、企画講座の実施に関し、当該講座の周知及び社会

教育施設の使用について支援するものとする。

4 市民講師は、企画講座が終了した後、速やかに犬山市民講師企画講座実績報告書（様式第9）を教育委員会に提出しなければならない。

（企画講座の制限）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企画講座の実施を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) その他企画講座が不相当と認められるとき。

（事故等）

第14条 教育委員会は、市民講師の指導等により生じた事故、損害、紛争等については、その責を負わない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。